

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 9 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 1 0 月 9 日 (木) 午前 1 0 時 ~ 正午				
開催場所		相模原市産業会館 3 階 小研修室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人 (こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議 題 ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について  ( 2 ) その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議 題

#### ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

資料に基づき、第8回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会での協議結果を踏まえ修正した箇所について事務局より説明を行った。

条文については、最終案とする予定であったが、委員からの提案により、「子どもの居場所づくり」に関する規定と、「子ども会議」に関する規定について議論が進められ、「子どもの居場所づくり」に関する規定は新たな条文として、「子ども会議」に関する規定は既存の条文に文言として追加することとし、再度、検討委員会を開催し、その中で決定することとなった。

前文については、今回の意見を踏まえて修正したものを最終案とすることとなった。

題名については、「(仮称)相模原市子どもの権利条例」とすることで決した。

この段階で申し上げるのは心苦しいところはあるのだが、検討していただきたいことが2点ある。

1点目は子どもの居場所づくりに関する規定がないということ、2点目は子ども会議に関する規定がないということである。

子どもの居場所については、前回、配布されたジュニア市政モニターアンケート結果においても、「あなたがほっと、安心できる場所はどこですか。」という問いに対して、「安心していられる場所がどこにもない」という回答が4人ありまして、回答割合としては2%となっている。少数ではあるが、人権を考える中では多数派からもれた方を救済するという考え方になるので、子どもの居場所についても、この条例の中に設けた方が良いのではないかと思うので提案させていただく。

時間的の許す限り、相模原市の子どもの権利を保障していくという面で、最善のものを作っていきたいと思いますので、委員からのご提案について審議したいと思う。

まずは、子どもの居場所について進めたいと思う。設けるとすれば第7章の子どもに関する施策というところまで提案いただいている。

地域の中で様々な活動をしていると、この居場所問題というのは常に出てくる。

こどもミーティングの中で、子どもの遊び場の問題が出たていたことは、居場所づくりに繋がるものであり、こどもミーティングの意見を取り入れる

ということからも、盛り込むことは大変意義のあることだと思う。

児童福祉法の基づく児童厚生施設として、児童館と児童遊園というのがあるけれども、最近の傾向として、自治体はその管理を自治会に任せようという方向が強くなっている。予算の問題にも関わっていると思うが、児童館のことなど調べてみると、午前中は使用されていない状況で、市の児童厚生施設の見直しも含めて、子どもの居場所づくりを考えることも良いと思う。

放課後は、特に中高生、青少年の居場所がないということは大きな問題となっている。

市民からのアイデアを受け入れたり、子どもの意見を聴いたりして、実施していくことが良いのではないかと考える。

子どもの相談支援を実践していく中で思うことは、思春期の子どもたちは、大人の用意したものに集まらないというもので、集まる場所としては、コンビニの店頭とか様々な空き地空間など、子どもたちが自身で居やすい場所を探している。これは、大人が居やすいということを提供して、子どもの居場所として成り立つかということと基本的なところでもある。それよりは、コンビニが安心して集まることができる場所にする、まち全体を安心して集まることができるようにする、まち全体を居場所にするという発想も必要ではないかと考える。

行政がいままで実施してきたように、居場所を物理的空間として区切ることとしても、なかなか子どもは集まらないことは、委員のみなさんご理解はしていると思う。

居場所は、だれがどのように集まる場所なのか、本当に子どもたちにとって居場所となり得る又は子どもたちにとっての居場所とは何かというところを踏まえないと、条例の条文も絵に描いた餅になってしまうのではないかと考える。

アンケート調査の結果の中に、どこにも安心して居られる場所がないという回答があるということは認識しないといけないと思う。

具体的にいうと、前にも話をさせていただいたが、プレパークというものは居場所の一つになり得るのではないかと考えるので、そういったものの整備について、あくまでも努力規定として明記することで、今後、市が居場所や遊び場について努力してくれると思う。

次世代育成支援行動計画(後期計画)の中に、乳幼児から中高生のことを含めて、居場所づくりのことが書かれている。行政の方で具体的に考えているものと全く食い違いは無いと思う。

盛り込めるとすれば、あまり細かく内容に触れずに、居場所づくりを推進するという文言が良いのではないかと考える。

子ども会議についても、文言は無いが、子どもが意見を表明する場であるとか、参加する機会であるとかという同じ表現が次世代育成支援行動計画(後期計画)の「子どもの夢を膨らませる場づくりの推進」という基本目標の中で出てきているので、全く食い違うものではなく、これから市がやろうとしていることを後押しする形になると思うので、あまり、長い文書を検討することは無いと思う。

現実に、子どもの動きを見ると、例えば、市にはこどもセンターというものがあり、学童保育として、小学1年生～小学3年生の子どもたちが、学校が終わるとこどもセンターに行くけれども、中学生にも開放されている。

小学生が中心ではあるが、そこに中学生が入ることで、中学生がセンターの遊具を占用し、小学生が行きづらくなっている状況がある。

こうしたことは、改善する必要性はあると思うが、中学生・高校生の発達の段階において、公共施設というものについては、行ったとしても、何をしてもダメとか禁止事項が多く、結果、どこに行けば良いのかということになり、一番に行きやすいところは、コンビニとかファーストフード店ということになる。

非常に難しいが、居場所づくりには、積極的に努めなければならないと思うので、先ほどの意見でもあったシンプルな表現で良いので、居場所づくりのことを規定することによって、少しでも充実した施設というものを求めていかなければならないと考える。

居場所づくりの規定を入れ込む必要はあると思うが、居場所に対する中高生の考え方と、大人の考え方に違いがあるので、どこが安心できるのかということについては子どもたちと話し合いなどを行い、対策を考えていくことが必要ではないかと思う。

文字としては、条例の中に入れ込んだ方が良いと思う、ただ、書き込む内容についてはスケジュール的なことあることや、物理的な居場所や心が安らぐ場所という2つの意味があると思われるので、単なる居場所とするのか、安らぐ場とするのかかわからないが、場としての保障ということでは条例の中にあって良いと思う。

居場所づくりに関する規定について、次世代育成支援行動計画(後期計画)の中では、こどもの居場所に関する施策が位置付けられており、その施策の実効の根拠として、子どもの権利として居場所を求めるという意味と、子どもの想いや気持ちに応える居場所を作るという意味として、居場所づくりについて、努力義務という形で盛り込むこととしたいが如何か(出席委員全員了承)

3ページの第6条第5号に「安心して過ごすことができる居場所があるこ

と。」という規定があるが、これを修正するということでよろしいか。

第6条第5号は、子どもの権利としてのものであるので、これを变えるということではない。表裏である。

これは、保障されるべき権利として、安心して過ごすことができる居場所としてあるので、それに基づき、第7章の施策の推進という中で、こどもの居場所を提供するなどというような文言ということになるのではないか。

具体的な文言として、北広島市の「北広島市子どもの権利条例」の第14条のような書きぶりを、若干、変えた形が良いのではないか。

入れ込む場所については第7章の子どもに関する施策の推進の中の別の条建てにすることでよろしいか。

川崎市は、子どもの居場所について成功しているようで、地域のところに子どもの居場所を設けている。

相模原市の条例は、地域活動等への参加となっているので、そこには盛り込みにくいと思う。地域の中に居場所があるべきとすることも一つの考え方と思う。

居場所そのものを行政の施策として作るのか、そうではなくて、行政を含めた地域全体が子どもの居場所をどうやって作っていくかによって、条文を置く場所が変わってわってくる。

第7章は、施策の推進ということなので、どちらかと言えば行政側ということとなる。行政だけに特化して盛り込むのか、そうではなく地域を含めて居場所を意識していくのかということによって条文を置く場所が変わるので、まずは、その整理が必要ではないかと思う。

行政主体かどうかということに視点を置くと、第7章に入れ込むかどうか難しくなってくる。

本来なら、居場所は小地域であったりしたが、小地域が居場所にならないため、子どもたちの居場所の問題が出て来ている。路地や隣近所の庭先が子どもにとっては自分の世界だったわけで、それが失われたからといって、それを再度、小地域において取り戻せと言っても非常に困難であるのが現実である。

そうなると、これを何らかの形で、行政が小地域でない市という地域の中での機能として提供せざるを得ないかとも思う。

地域を含めてということになれば、5ページの第4章の子どもに意見表明及び地域活動等への参加の第14条の次に、北広島市のような規定を入れ込むことが考えられる。

第4章は、もう一つの提案の子ども会議を入れ込むという議論のところになると思うので、居場所づくりに努める規定については馴染まないと思う。

あくまで、市として大きな施策として取り組むということであれば第7章のところが一番妥当だと思いますが如何か。

大幅に変えないということであれば、第7章の第23条の第1号から第3号あたりしかないと思う。具体的な書きぶりは、子どもの居場所づくりに努めるといった表記を盛り込むということでは如何か。

ただ、第7章の第23条の第1号から第3号の中は、市の施策のところなので条文の書きぶりは「である。」という表現になっている。この章に盛り込むとする「努める。」という表現については使いづらくなる。

第7章の第23条の第1号から第3号の中に入れたいほうが良いと思う。別の条建てにして、第24条の次が良いのではないか。

事務局は、別建てにすると条文が際立ってしまうと思うか。

7章の施策のところもそうですが、市の責務などについても、家庭や地域と比較すれば、より高いものが求められることは当然であると認識している。

第7章も「であること。」としていますので「努める。」という表現が入ることは違和感があると思う。これは、条建てであっても、号建てであっても同様と考える。

市の施策というところもあるが、中高生の居場所については市の施策だけではなかなかカバーできない部分がある。

例えば、北広島市では「子どもの生活の場における権利の保障」という章の中で規定していることから、市の条例では、第4章や第3章の中もあると考える。

第3章の中に、市も地域もみんながということで、条を別建てにして盛り込むことも素直な考え方かもしれないと思う。

居場所というのは、子どもの権利ということで書かれているのであれば、権利の保障という部分にかかれていても違和感がない。

3章に入れるとしたら、地域住民等の責務の次に別の条として、見出しを「地域における子どもの居場所」として、北広島市のような表現を追加してみてもどうか。

主語はどうするか。

「市及び市民は」か「市及び地域住民等は」となるかと思う。

子どもの権利から見て、そこを保障するという考え方で、ここに規定することが良いと思われる。

いくつか、規定を盛り込む場所について意見が出ているが、子どもの居場所を保障していくという観点で言えば、第3章あたりはどうかという意見がでている。事務局としてはどうか。

第3章は、現在の構成としては、市の責務、保護者の責務、施設関係者の責務地域住民等の責務とあるので、ここに、入れるとすれば、更に市及び地域住民等の合わせたものとしての責務として、新たな条項を追加することも考えられる。

単純に市の責務と地域住民の責務の両方に追加することではどうか。要は内容は同じ書きぶりで主語だけ変え、市と地域住民等の両方に入れ込んでおくというものである。

まとめて、新たに追加したほうが印象は強いと思う。

条文の作り方として、まとめられるものはまとめた方がよいのではないか。

居場所ということは、非常に重要ということで、地域住民と市が協力してやる部分が必ずあると考える。

居場所というものは、例えば自治会館の庭だって成り立つものだろうし、様々なところに居場所はあることはあるが、そこが子どもにとっての居場所として成り立たない、子どもたちとすればそこに居たいが、ダメだということになってしまっている。

第3章部分がよいのではないか。また、もう一つ提案のあった子ども会議についても盛り込めるかどうか。

子ども会議については、第4章第13条の中で読み込むことは可能ではないかと考える。

子ども会議というものを、施策の推進のところに追加していただければ、きっと予算も確保され、条例制定後の見直しというところで、必ず、子どもの意見を取り込んでいるのかということとは情報として入ってくると思うので、子ども会議という言葉は入っていたほうが良いと思う。

制定しただけでは、子どもの権利条例というのは、うまく浸透していかないと思うので、そのあと、子どもの居場所づくりにも通じると思うが、子どもがどういう気持ちで、どのようなところが居場所として良いのか、自分たちで主体的にどんな居場所が良いか、子ども会議で話し合いがなされて、いろんな世代間の人に伝えられていくような、世代間交流も含めた子ども会議にしていければ、すごく意味があると思う。

広く13条に読み込むよりは、矛盾しない範囲で個別化して見せた方が、行政には縛りになって効果はあると思う。

子ども会議に話題が移っているが、先ほどの子どもの居場所について、先ずは結論を出した方がよいのではないか。

子どもの居場所に関する件に戻す。

第3章の最後の部分に1条建てて、居場所について、努力規定の範囲において表記を入れるということで如何か。(出席委員全員了承)

ここで一点ご提案させていただき、ここまでの大きな条文修正であるので、修正文をFAXやメールだけで済ますことは馴染まないと考えられるので、もう一度会議を開催し、検討委員会として詰めたいと思うのでよろしくお願ひしい、日程調整は、後でさせていただきます。

次に子ども会議の件についての議論とする。何か、具体的なご意見はあるか。

北広島市の「北広島市子どもの権利条例」では、例示として「子ども会議の開催等」としているの、市の条例の第13条第1項のところでは、「子ども会議の開催等、子どもが社会の一員として...」とすることができると思う。ただ、市に対し積極的に動くということで、別のところに設けるというやり方もあるので、それも検討していただきたい。

第13条の中に例示として入れ込むとう意見がありました。他に如何か。

子ども会議というものは、特筆して実施するというものではなくて、第13条のところ、まさしく子ども会議を推進する根拠となっているものと解釈している。

ここまで議論してきて、今の条文の中に含まれていると思うので、明文化しなくとも施策として推進していただきたいと思う。

子どもの意見表明については、子ども会議というのは一つの手段であって、この条例が目指す子どもの意見をしっかり受け止めるというのは、これだけではなくて、あらゆる機会に子どもが意見表明できるような社会をつくるというところであるとする。

仮に例示を付けると、その部分が協調されてしまうような気がする。子ども会議は手段であり、ごく一部のことだと思ふ。家庭、学校、地域社会でも、常に子どもの意見を受け止めるのが基本的な考え方である。

決して、子ども会議を否定するわけではなく、子ども会議はあった方がよいことは事実であるが、例示してしまうとそこだけが協調されてしまう。

今回の条例を策定するにあたり、子ども会議を作るのが遅きに失したと思っている。他市の例を見ていくと3年も4年も前から、子ども会議というのをずっと行ってきて、そこで話し合ったことを条例に盛り込んできたというところがあるのにもかかわらず、今回、ぎりぎりのところで、子どもミーティングを行った。

これまでできなかった分をやっていくことは大変意義のあることだと思ふ。そのためには子ども会議という言葉を入れ込むことで必ず行われることにも繋がる、積極的な自治体は必ず子ども会議という言葉を入れているので、全国の権利条例を検討している本がたくさん出ている中で、子ども会議が相模原市には入っていないということになっていくことになる。子ども会



議等ということでも良いので加えていただきたい。

行政の姿勢に関わる問題であり、どちらにしても選択の問題だと思う。要するに子ども会議というものを一つの例示として挙げたことで、それさえ実施しておけば、意見表明は事足りるというアリバイ作りにも使えるし、逆に入れないことによって、ほかのことすべてを含んでいるとして、行政に対して懐疑的に言えば、最小限のとして、例えば、学校を通じてアンケート調査をやって意見表明の場を提示したというアリバイにも使える。どちらの条文を作っても市がどういう形で意見表明の機会を設けるか次第で位置付けは変わってきてしまうので、一つ例示を挙げてその部分だけでも縛りをかけた方が良いのか、あるいは入れない形で全体に対して、この検討委員会が込めているような期待を市が裏切らないことを、今後、努めていただくのかという選択になると思う。

子ども会議という固有名詞ですから、この名前に拘束されるということになる。こういう会議の名前を実施しなければならないということになる訳ですから、そういったことも念頭におきながらお考えください。

子ども会議のイメージとして、先日開催した子どもミーティングのようなイメージで良いのかわからないが、意見表明の場の確保として、学校の中にあってもしかるべきだと思うし、子ども会議というのが特出しになることは如何なものかと個人的には感じるところである。

どういう会議にしていくかは、今後、市の方で努力していただくわけで、子どもの権利条例の中で、子ども会議を設けなかったということになれば、私としては違和感がある。

意見が分かれています、大事なことは、この条例をどう使うかであって、基本的な条例ですので、これに基づいて市民が、行政が、教育が何をするかということが問題になる。この基盤になるものを提起するので、逆に基盤になるものが、これから何かする時の縛りになったら、それは本当の権利保障と言えないということになる。

縛られなければならないことは、子どもの権利を実現するということが大きな縛りであり、それ以上のことはないと思う。

子ども会議という文言を入れることで、子どもは多分関心を持つと思う。この条例を見たときに、子どもがやる会議があると気付く、子どもが主体的に考えてもらうということでも効果的と思う。

例えば、先日の子どもミーティングは大人が用意した参加形式のもであったので、どうしても学校から頼んで、そういう方が来てくれたと思う。ロジャーハートの参加のはしごというのがある、お飾り参加だったかもしれないけども、そこに留まらず、どんどん、子どもが主体的に意見表明して良い

のだということ条に設けているんだということが、主体的に考えるきっかけになると思う。

多くの意見が出されたので、「子ども会議等」を条文に追加することについて採決を行いたいと思うがいかがか。(出席委全員了承)

賛成の方挙手をお願いします。(賛成多数)

賛成の方が多いので、どこに追加するかについて、いままでの議論の中でも出ていたが、やはり、13条当たりになるのか。

13条として、文言は整理していただくことで良いのではないか。

それでは、事務局に文言整理していただくということで、委員から提案された、子どもの居場所の件、子ども会議の件についてはただいま確認したとおりということをお願いしたい。

2行目の「命の源」は「生命の源」とした方がよいと思う、さらに強調するために“ ”を入れることも良いと思う。

意見ではないが、「鮎踊る」というフレーズを削除した理由を伺いたい。

前回、お示したした中で、踊るという言葉から連想するものについては子どもによってさまざま、鮎が川を上って水面から飛び出すことを思い浮かべる子もいれば、ダンスを思い浮かべる子もいるという意見がありましたので、極端すぎる表現ではないかとして、削除した。

また、「相模湖」「陣馬山」といった相模原市を代表する自然の例や、水源地の例を示したが、子どもがこれを読んで、自分の住んでいる近くの津久井湖がないといったように感じてしまうこともある。これからこの条例を長く普及、啓発していかなければならない中では、あまり例示として固有名詞を出すは避けた方がよいという考えによるものである。

その分、相模原らしさという部分が少なくなってしまったので、「貴重な水源」や「美しい山なみ」という表現を新たに記載したものである。

4行目のところで、歴史、産業、文化が培われたとあるが、歴史と文化は培われたと言う表現はするが、産業が培われたという表現はどうか、そう考えるとこの3つの並列はどうかと考える。

まだ、歴史、文化、産業の順であれば違和感が少ないとも考える。

産業については、相模原市は戦中から技術の集積地だった。自然環境恵まれたまちだけでなく、これから新しい新幹線も通るとなれば高度技術の集積地ということにもなる。順番は入れ替えた方がよいと思う。

前の自然環境と都市機能の対比も非常によいと思った。相模原のことをよく表しているなと感じた。今回は、そういった意味では普通になってしまった感じがしている。

前に示していただいたものを中学生に見てもらったが、概ね内容は理解で

きるということであったが、利便性や高い都市機能というという言葉は難しいとのことであった。

「子どもにとって一番良いことは何か…」のところであるが「良いこと」という、良し悪しをではなく、「子どもにとって幸せなことを考える」ではどうかと思う、職業柄、良い悪いかという言葉に嫌うのでそう思うのかもしれない。本当に考えてしまう

子どもの最善と言う言葉が難しいから置き換えたと言うことか。

元々は、子どもの最善に利益と言う言葉が、近い場所に2回出て来ていた。削除して文書をつなげてみたところ、つながりが悪くなった。

一方で括弧書きしていた、子どもにとって一番よいことという言葉はわかりやすかったという意見もあった。

この2つを合わせて、前段で使う表現としてはわかりやすい表現として記載し、後に出てくる部分は最善の利益として記載した。

「子どもの望むこと」という表現も良いのではないか。

近いところで重複をさけるためにということであれば、最初の方を子どもの最善の利益にしたほうが良いのではないか。

イメージとしては、最初に分かりやすいものを記載した。

最後のセンテンスだけ、「は」という主語がない、「私たちは」としても良いのではないかと思う。

相模原市いじめの防止等に関する条例では、最後の結びは「私たちは」としている。このような例もあるので、この条例の最後のセンテンスに入れても違和感はないと思う。

「私たちは」を「私たち市民は」にすることも良いのではないかとも思う。最初に入れる分には、良いのではないかとと思われる。

第2条の定義の地域住民等の中には市民以外の人も含んでいるので「私たちは市民」とするよりは「私たちは」方が正しいと思われる。

委員皆様のご意見を取り込んで、このような形になっている中で、他に意見がなければ、「命の源」は「生命の源」に、最後のセンテンスに「私たちは」という主語を追加するということによって確定させたいと思うが如何か。(出席委員全員了承)

次に、前回の会議を欠席された委員もいることから、引き続き、題名について議論をさせていただきたい。

前回の議論では、「相模原市子育て支援・子どもの権利条例」という題名から子育て支援を削除して「相模原市子どもの権利条例」とする意見が多かった。本日、もう一度確認と、前回、意見をいただいていた委員からのご発言があれば伺いたいと思う。

わかりやすく良いと思う。前文に子育て支援に関する内容もあるので、この条例の目的そのものは子どもの権利であるので削除することで構わない。

改めて、委員の意見を集約させていただいて、題名については、「相模原市子どもの権利条例」とすることで決したいと思う如何か。(出席委員全員了承)

(2) その他

議題はなし。急遽、次回を開催することとなり、日程調整を行った。

次回日程は10月12日 18時30分より開催

以上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員  
出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	岩城 栄二	横浜弁護士会 弁護士		出席
2	大溝 茂	桜美林大学教授	委員長	出席
3	小川 紳夫	元小山小学校長（退職校長会）		出席
4	森 長秀	日本大学准教授	副委員長	出席
5	遠藤 靖明	公募委員		出席
6	小林 祥子	公募委員		出席
7	下鳥 良礼	相模原人権擁護委員協議会		出席
8	田代 秀之	相模原市小中学校 P T A 連絡協議会		出席
9	田所 昌訓	相模原市自治会連合会		出席